

平成26年度 山形県商工業振興資金のご案内

山形県商工業振興資金は、県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の地域経済の活性化に資することを目的としています。山形県が金融機関に融資原資の一部を預託（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより、低利融資を実現しています。

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者 で以下の要件に該当する方	利 率 (固定金利)	限 度 額 (運転資金の 限度額)	期間(据置期間) 設:設備、 運:運転	設定機関	備 考
産業活性化支援資金	・新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための設備投資を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資をする方 ・集客力を高めるための店舗整備を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方	1.8%	1億5千万円 (5千万円)	設15年(2年) 連 7年(2年)	県	【金利優遇 ($\triangle 0.2\%$)】 「山形いきいき子育て応援企業認定制度」で「実践(じつせん)」企業、「優秀(ダイヤモンド)企業」の認定を受けた方又は「宣言企業」の登録をし女性をはじめて管理職に登用した方
地域産業振興特別資金	①・「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方 ・「やまがた農商工連携ファンド」からの助成を受けて事業を行う方 ・「食産業王国やまがた推進事業費補助金」を受けて事業を行う方 ・「新連携」、「地域資源活用事業」、「農商工等連携事業」の認定を受けて事業を行う方 ・「市中心街地活性化基本計画」に掲げる事業を行う方 ・B C P(事業継続計画)に基づく対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) ②・自動車部品、機械レクトロニクス関連製品、バイオ技術を活用する事業又は再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方 ・「経営革新」の承認を受けて事業を行う方 ・新分野進出を行う方 ・事業の継続が困難な事業者から、事業用資産を取得し当該事業を承継しようとする方	①1.6% ②1.4%	2億円 (8千万円) ※左欄(☆)について、3億円(設備資金のみ)	設15年(2年) 連 7年(2年)	県	
中小企業トータルサポート貸付	③「新ものづくり補助金」又は「中小企業トータルサポート補助金(やまがた地域産業応援基金の助成を含む。)」を受けて事業を行う方	③1.2%				
開業支援資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	①1.2% ②2.1%	①5 千万円 ②1 千万円	①設15年(3年) ②設10年(3年) ①②運7年(2年)	開業先の ・商工会 ・商工会議所	【金利優遇 ($\triangle 0.2\%$)】 ①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性創業者
観光振興資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円(設備資金のみ)	設15年(2年) 連 7年(2年)	県	
産業立地促進資金	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して大規模に立地した方であって増設・増築を行う方	0.9%	20億円	15年(3年)	県及び 立地予定 先の市町 村	立地先市町村の認定も必要 県外企業・大企業でも利用可能
環境保全促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.8%	3億円 (5千万円)	設15年(2月) 連 7年(2月)	県	
小規模企業資金	従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)の小規模企業者 (宿泊業・娯楽業は従業員数20名まで小規模企業者) ①県特…原則として無担保 ②特別小口…無担保・無保証人 ③小口零細…保証付き融資残高が1,250万円以下の方(原則として無担保)	①2.1% ②③ 2.0%	①2 千万円、 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証付融資残高を含む	設 7年(2月) 連 7年(2月)	信用保証 協会	
経営安定資金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方	1.8%	8千万円 (運転資金)	7年(2月)	商工会 商工会議所	「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種(中企庁HPより確認できます)
地域経済変動対策資金	・消費税増税の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、経営に支障をきたしている方 ・電気料金値上げの影響により、最近3か月の実績として、電気料金請求額が前年同期に比べ増加し、かつ売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきた	1.8%	5千万円 (運転資金)	10年(2月)	県	【取扱期間】 平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで